

京都大学	博士（法 学）	氏名	加藤 陽
論文題目	国際機構の法的拘束力を有する決定による政治的紛争の解決 －その意義と問題－		
（論文内容の要旨） 本論文は、法的拘束力を有する決定を通じた国際機構による政治的紛争の解決の意義及び問題を、理論的、歴史的、実証的観点から検討したものである。紛争当事者が権利の変更を求める紛争として定義される政治的紛争を解決するためには、主として法の解釈適用を行う司法裁判ではなく、大国により構成されることの多い政治的機関の関与が必要であるという政治的紛争論が理論上主張されてきた。ただ、この主張にもかかわらず、学説では、こうした政治的機関が有する実定法上の制度を具体的に検討することはほとんど行われてこなかったといっている。しかし、冷戦後において国連安保理が、対リビア制裁決議や対北朝鮮制裁決議といった法的拘束力ある決定にかかる注目すべき実行を積み重ねていることから、そうした最近の国際社会における実行の新たな展開を踏まえ、本論文はあらためてこうした国際機構による政治的紛争の解決方式を国際法上の視座から考察することを意図している。 まず、第1章では、学説において生成・展開した政治的紛争論の形成過程を検討し、その理論的基盤を明らかにする。政治的紛争論の出発点となったのはカール・シュミットの「政治的なものの概念」であり、これがハンス・モーゲンソーにより政治的紛争概念を通じて国際法に導入された。モーゲンソーは政治的紛争を紛争と緊張の二重構造から構成されるものととらえ、紛争構造の分析に多大な功績を残したが、国際法による紛争解決の方法論を積極的に提示することはなかった。これに対して、祖川武夫は、緊張という概念をモーゲンソーから引き継ぎつつも、主権者の決断を重視するシュミットの理論構成に依拠して政治的紛争を解決する手段として政治的機関を中心に位置付け、政治的紛争の解決においては国際社会で政治的責任を有する立場にある国家代表で構成された政治的機関の関与を重視する理論を打ち出した。こうして、学説においては、政治的紛争とは社会的実在の領域にある緊張とつながりを有する紛争であることが明らかになるとともに、政治的紛争論が政治的機関の重要性を強調するものであることが提示される。しかし、このように生成されてきた政治的紛争論は、紛争当事者である国家の主権を否定し国際社会の普遍化への契機を有するとされる国際機構による法的拘束力ある決定と矛盾するのではないかと疑念が生じるという。 第2章では、以上のような理論的視座と問題点を考慮に入れつつ、歴史上、政治的機関の法的拘束力ある決定が、政治的紛争の解決という観点からどのようにとらえられて実定法上の制度に規定されてきたのかを検討する。第1次大			

戦後においては、1924年のジュネーブ議定書や、1928年の不戦条約の締結に伴い提起された国際連盟規約の改正案にみられるように、一方では戦争禁止に代わって政治的機関の強化を試みる実行がある。しかし他方では、上記文書はいずれも発効には至らず、また国際紛争平和的处理条約に規定された仲介には法的拘束力がないことが明記されたように、政治的機関に法的拘束力ある決定を行う権限を認めることや紛争当事国の意思に反するようなかたちで紛争の解決が図られることに対する抵抗も存在した。このように、法的拘束力を有する決定はそれを肯定する立場と否定する立場の間のせめぎあいの対象となってきた。政治的紛争の処理には各国家の将来の発展という根本的な問題の処理が含まれており、こうした紛争がとりわけ世界政策を遂行する強国の介入を得て初めて解決されうるものだとすれば、法的拘束力を有する決定により紛争当事国の意思に反するかたちで政治的紛争の解決を図ることは、紛争当事国自身の命運を強国に委ねることになりかねない。ここにこそ法的拘束力ある決定を行う権限を政治的機関に付与することに国家が躊躇する理由があったという。

第3章は、上記理由に基づきこれまで政治的機関の権限が政治的紛争の解決という文脈では法的拘束力を持たない勧告にとどまっていたにもかかわらず、冷戦後の国連安保理の実行においてこれと整合しないような現象が現れていることに着目し、その検討を行っている。ここで取り上げられたのは、ロッカビー事件の容疑者引渡しをリビアに法的に義務付けた安保理決議748と、北朝鮮に核の放棄を義務付けた安保理決議1718及び同決議1874である。紛争の経緯と関連安保理決議の諸規定を検討した結果、これらはいずれも政治的紛争であり、関連する安保理決議はその解決のための法的拘束力ある決定を含んでいることが判明した。こうした決定は、とりわけ国連憲章第7章上の措置を紛争解決に利用することができるかという問題を惹起するが、国際機構の権限拡大を正当化する「事後の実行」を通じ、この問題に対して加盟国は一般に肯定的に反応していることが明らかとなる。

以上のような検討から本論文は、現段階でなお実行が少ないとはいえ、法的拘束力ある決定を通じた政治的機関による政治的紛争の解決の試みが実現していることを論証する一方、こうした決定を行う国際機構の権限拡大には、それが大国の判断に依存する限り、理論的歴史的観点からすると、依然として問題を伴うものとなりうると結論付けている。

(論文審査の結果の要旨)

政治的紛争が国際機構の法的拘束力ある決定により解決されるということはいかなる意味を有するのか。本論文の目的は、冷戦後における国連安保理の実行を題材に、この問題を国際法学の立場から検討することにある。

本論文の意義及び特徴は以下の3点にまとめられる。

第1に、本論文が、政治的紛争論の理論的基盤を明確にするとともに、政治的機関の拘束力ある決定との関係におけるその問題点を的確に把握することで、国際法学における政治的紛争論の理論的研究に新たな視点を提供したということである。これまで国際法学では、主として国際司法機関の管轄権の射程範囲との関連で法律的紛争概念とその裏面である政治的紛争概念が議論されてきたが、本論文では、むしろ政治的紛争が政治的機関により解決される場合に焦点を当てることで、政治的紛争概念及び政治的紛争論に関する豊かな知見を盛り込むことに成功している点にその重要な意義を見出すことができる。

第2に、本論文全体に通底する実証性があげられる。政治的機関の法的拘束力ある決定が実定国際法上の制度としてどのように展開してきたのかにつき20世紀初頭以降の実例が丹念に跡付けられているほか、冷戦後の安保理の具体的な実行では国連憲章第7章に基づく措置が法的拘束力ある決定を通じ政治的紛争を解決する手段として利用されていることが見事に実証されている。こうした国際実行の綿密な考察が、結果として、政治的紛争論について本論文が提起している問題設定と犀利な分析をより説得力あるものとしている。

第3に、本論文が国際法学の紛争処理論全般に多大な示唆を与えている点が指摘できる。このことは、紛争処理に関する法律的紛争と政治的紛争の区別という従来の図式にもっぱら依拠するのではなく、拘束力ある決定で政治的機関が行う政治的紛争の解決そのものを紛争処理論の中心の一つとして位置付けることで、紛争解決を目的とした法と非法の区別の妥当性の検討を含む国際法学の紛争処理論に関する新たな理論枠組みの構築につながることを意味する。

以上のように本論文は、具体的な国際実行に照らして政治的紛争論に正面から取り組むとともに、これまで法律的紛争の考察に偏りがちであった国際法学の紛争処理論において新たな地平を開拓しうる視座を提供しているという点でその意義は高く評価される。しかし他方、本論文にも問題がないわけではない。たとえば政治的紛争の「解決」の意味内容や、国際機構が紛争を解決する際の行為に関する政治性の基準など、依然として不明確でさらなる検討を要する箇所も散見される。また、第1章での学説の検討と第2章以下の国際実行の考察との連関がやや弱いとの印象を与えることも否定できない。もっとも、これらは、著者が今後国際法学において新たな紛争処理論を体系

的に構築する過程での重要な課題となるにせよ、本論文の意義をいささかも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年2月9日に調査委員3名が論文の内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。